

えん罪被害者の速やかな救済のために 刑事訴訟法中、再審に関する規定の改正を求める決議

えん罪は、最大の人権侵害の一つであるが、間違った有罪判決で無実の罪を着せられているえん罪被害者を救済するために、一定の要件の下に裁判のやり直しを認める制度として刑事再審がある。

日本国憲法は、個人の尊重を最高の価値と定め（憲法 13 条）、無実の者が誤って処罰されることのないよう、刑事手続における基本的人権の保障と公正な裁判を実現すべく詳細な規定を置いており（憲法 31 条～40 条）、これを受けて不利益再審が廃止された。このように、現行の再審制度は、明確にえん罪被害者の救済のための制度とされているのであるから、再審制度の運用にあたっては、憲法の要請に従い、えん罪被害者の速やかな救済と、えん罪被害者に対する手続保障が図られる必要があり、そのことを踏まえて再審請求手続における検察官の役割や活動のあり方も規律される必要がある。

しかし、再審手続に関する現行の刑事訴訟法の規定は、憲法の要請する再審の理念が反映されたものとはなっておらず、そのため、えん罪被害者の救済には、幾多もの困難と、気の遠くなるような時間を要しているのが実情であって、えん罪被害者の速やかな救済が阻害されている。

そこで、当連合会は、政府及び国会に対して、えん罪被害者の速やかな救済のために、

- 1 再審請求手続における証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止
- 3 再審請求手続における手続規定の整備

を含む刑事訴訟法「第四編 再審」の改正を強く求める。

以上のとおり決議する。

2023 年（令和 5 年）11 月 10 日

四国弁護士会連合会

提 案 理 由

1 えん罪や再審をめぐる動き

「無実の者を罰することは、犯罪そのものよりも犯罪的である」とも言われるように、えん罪は最大の人権侵害の一つである。このように、間違った有罪判決で無実の罪を着せられているえん罪被害者を救済するために、一定の要件の下に裁判のやり直しを認める制度が刑事再審である（以下、単に「再審」という。）。

えん罪や再審は古くから存在しており、当連合会管内でも、財田川事件（1957年（昭和32年）2月2日死刑判決確定、1984年（昭和59年）3月26日再審無罪判決確定）、徳島ラジオ商事件（1958年（昭和33年）5月12日懲役13年の判決確定、1985年（昭和60年）7月24日再審無罪判決確定）、榎井村事件（1949年（昭和24年）4月28日懲役15年の判決確定、1994年（平成6年）4月6日住居侵入、殺人につき再審無罪判決確定）という著名なえん罪事件が存在する。

また、近年では、再審をめぐる大きな動きがある。例えば、21世紀に入り、足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、松橋事件、湖東事件という6件の事件で再審により無罪判決が確定しており（うち前4者は通常審で無期懲役判決が確定していた事件である。）、最近では、2023年（令和5年）2月27日には日野町事件で、同年3月13日には袴田事件について、いずれも再審開始を認めた請求審の判断を維持する即時抗告審の決定が出され、このうち袴田事件は、再審開始決定が確定して、再審公判手続に移行した。もし袴田事件で無罪判決が確定すれば、免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件に次ぐ5件目の死刑再審無罪事件となる。

その一方で、名張事件、福井事件、大崎事件では、いったんは再審開始を認める決定が出たにもかかわらず、検察官の不服申立てによって、これが取り消されている。また、それ以外の事件は、再審開始決定までたどり着くこともできない状態が続いている。さらに、再審によって無罪判決が確定した事件であっても、そこに至るまでには何十年もの時間を要しているのが実情であって、中には雪冤を果たすことなく無念の死を遂げるえん罪被害者も存在する。

このように、えん罪被害者の救済には、幾多もの困難と、気の遠くなるような時間を要しているのが実情であって、えん罪被害者の速やかな救済が阻害されている。

2 憲法の要請する再審の理念と、現実の再審制度の運用との乖離

- (1) 再審の手續については、刑事訴訟法「第四編 再審」において定められており、これを「再審法」と呼ぶこともある。

かつては、再審の理念は、実体的真実の発見と法的安定性との矛盾の調和にあるなどと説かれた。しかし、日本国憲法は、個人の尊重を最高の価値と定め（憲法 13 条）、無実の者が誤って処罰されることのないよう、刑事手續における基本的人権の保障と公正な裁判を実現すべく詳細な規定を置いた（憲法 31 条～40 条）。そして、現行の刑事訴訟法は、いわゆる「二重の危険」を禁止する憲法 39 条を受けて、「再審の請求は、……有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。」

（刑事訴訟法 435 条）と定め、間違った有罪判決に対する再審（利益再審）のみを認めており、旧刑事訴訟法が認めていた不利益再審を廃止した。

このように、現行の再審制度は、明確にえん罪被害者の救済のための制度と位置づけられていることから、その運用にあたっては、憲法の要請に基づき、間違った有罪判決で無実の罪を着せられているえん罪被害者を速やかに救済するという観点に立脚しなければならない。そして、このような再審制度の目的に照らせば、当事者であるえん罪被害者が再審の手續に主体的に関与できるよう、えん罪被害者に対する手續保障を図ることが必要であり、そのことは適正手續の保障（憲法 31 条）を定めた憲法の要請にもかなうものである。

また、現行の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手續と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪の審理・判断を行う再審公判手續の 2 段階の手續となっている。このうち、再審請求手續では職権主義の手續構造がとられており、裁判所に手續の主導権が委ねられている。そのため、検察官は、再審請求人の対立当事者として審理に関与するのではなく、裁判所が行う審理に協力すべき立場に過ぎず（そもそも、有罪判決の確定によって、検察官の訴追活動は終了しており、検察官の公訴権は消滅している。）、検察官が「公益の代表者」（検察庁法 4 条）であるということも、そのような意味に理解されるべきである。したがって、再審請求手續における検察官の役割や活動のあり方も、えん罪被害者の救済や再審手續への主体的な関与の保障という憲法の要請を踏まえて規律される必要がある。

- (2) ところが、現実の再審制度の運用を見ると、このような憲法の要請に沿ったものになっているとは言い難い。

前記のとおり、再審請求手續は職権主義の手續構造がとられており、裁判所

に手続の主導権がある。しかし、現行の刑事訴訟法には、裁判所の職権行使のあり方に関する規定が存在せず、えん罪被害者が再審請求手続に主体的に関与できる機会も保障されていないことから、その運用は裁判所の極めて広範な裁量に委ねられている。そのため、えん罪被害者の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、時に「再審格差」とも呼ばれるように、進行協議期日の有無・あり方、証拠開示に向けた訴訟指揮のあり方、事実の取調べの有無・範囲など、手続のあらゆる場面において裁判所の運用に統一性が欠如している。その結果、再審請求手続の審理の適正さが担保されず、公平性も損なわれている。

また、再審請求手続の審理の実情を見ると、検察官は、何らの制限もなく、通常審と同様の積極的な主張立証活動を行うなど、再審請求手続が肥大化しており、えん罪被害者の主体的な活動を圧迫している。しかも、現行の刑事訴訟法では、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが認められていることもあって、再審請求手続の長期化を招いており、えん罪被害者の速やかな救済を阻害している。

- (3) そもそも、再審手続に関する現行の刑事訴訟法の規定は、憲法 39 条を受けて不利益再審を廃止するにとどまり、それ以外は旧刑事訴訟法の規定が改正されることなく、現行の刑事訴訟法にそのまま引き継がれており、その後、70 年以上にわたって一度も改正されていない。また、再審手続について定めた刑事訴訟法の条文の数を見ても、全 507 条のうち僅か 19 か条だけであり、しかも再審請求手続の審理の進め方に関する規定としては、事実の取調べを受命裁判官や受託裁判官に行わせることができる旨を定めた刑事訴訟法 445 条があるに過ぎない。

このように、再審手続に関する現行の刑事訴訟法の規定は、憲法の要請する再審の理念が反映されたものとはなっておらず、そのことが上記のような再審制度の機能不全を招いている。したがって、えん罪被害者の速やかな救済のためには、再審手続に関する刑事訴訟法の規定を憲法の趣旨に沿って改正することが必要である。その中で、特に重要な課題として挙げられるのが、①再審請求手続における証拠開示の制度化、②再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、③再審請求手続における手続規定の整備の 3 点であるから、以下、そのことについて論じる。

3 再審請求手続における証拠開示の制度化

- (1) 再審請求の多くは、「有罪の言渡を受けた者に対して無罪…を言い渡（す）

…べき明らかな証拠をあらたに発見したとき」に再審の請求ができる」と定める刑事訴訟法 435 条 6 号に基づいて行われている。このように、再審の請求をするには「新証拠」が必要であるが、過去のえん罪事件を見ると、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかとなり、それが「新証拠」となって再審開始に結びついた事例が多い。

当連合会管内の事件でいえば、徳島ラジオ商事件では、事件発生から 20 年以上も経過した第 5 次再審請求の段階で、これまで裁判所に提出されていなかった全 22 冊にも及ぶ不提出記録が検察官から開示されたことにより、外部犯人の侵入を示す痕跡が明らかとなるなど、確定判決の矛盾点が浮き彫りとなった。また、財田川事件では、事件発生から 20 年以上も経過した第 2 次再審請求の段階で、警察に保管中であった証拠が検察官から開示されたことにより、真犯人でなければ知り得ないとされた「二度突きの自白」は、すでに警察が知っていた事実を語ったものに過ぎず、「秘密の暴露」ではないことが明らかとなった。

このような再審請求手続における証拠開示の問題は、当連合会管内の事件に限ったことではなく、多くのえん罪事件に共通する問題である。最近の例で言えば、2023 年（令和 5 年）3 月 13 日、東京高等裁判所において、静岡地方裁判所の再審開始決定が維持された袴田事件でも、事件発生から 40 年以上も経過した第 2 次再審請求の段階で約 600 点にも上る証拠が新たに開示され、その中には「5 点の衣類」を犯行着衣とする確定判決の認定に疑問を抱かせる証拠も含まれていた。また、2023 年（令和 5 年）2 月 27 日、大阪高等裁判所において、大津地方裁判所の再審開始決定が維持された日野町事件でも、事件発生から 30 年近くが経過した第 2 次再審請求の段階で多くの証拠が開示され、その中には、確定判決が犯人性を認定する上で重視した金庫発見場所や死体発見場所への引当捜査に関する写真・ネガも含まれていた。

このように、多くのえん罪事件では、再審段階で新たに開示された証拠が再審開始の判断に強い影響を及ぼしているのもあって、再審請求手続における証拠開示の重要性を示している。

- (2) ところが、再審事件の審理の実情を見ると、全ての事件で証拠開示が実現しているわけではなく、むしろ弁護人が証拠開示を請求しても、検察官はこれに応じず、裁判所も証拠開示に向けて積極的な訴訟指揮を行わない場合が多い。上記の事件において証拠開示が実現したのも、裁判所の積極的な訴訟指揮によるものにすぎず、再審請求手続における証拠開示が制度的に担保されているわ

けではない。また、証拠開示が実現した事件でも、事件発生から証拠が開示されるまでに数十年もかかるなど、極めて長い期間を要しており、えん罪被害者の速やかな救済が阻害されている。

このような問題が生じる原因は、現行の刑事訴訟法に、再審請求手続における証拠開示に関する規定が存在しないことにある。すなわち、規定が存在しないために、証拠の存否や開示の要否をめぐって検察官と弁護人との間で不毛なやり取りが繰り返されるし、証拠開示の実現に向けて裁判所が訴訟指揮権を行使するにしても、裁判所が依拠する基準や手続が明確でないため、統一的な運用が行われず、裁判所の姿勢によって開示される証拠の有無・範囲に大きな差が生じている。

- (3) そもそも、検察庁は、再審請求手続における証拠開示には消極的である。そのことは、最高検察庁が1986年（昭和61年）にとりまとめた「再審無罪事件検討結果報告—免田・財田川・松山各事件」において、「一般論としては、再審請求の段階では、それが対審構造ではなく、証拠法の制約もない手続の下で行われることも考え、慎重に対処すべき問題であり、請求人側から明白性、新規性のある証拠として提出されたものと関連性のある必要最小限度の範囲内の物に限るべきであろう。……検察官において、再審請求の理由として主張されている事実との関連性を問うことなく、不提出記録の全部を開示するようなことは許されない。特に、請求人が不提出記録から何か自己に有利な証拠を探そうという証拠漁りを許すようなことがあってはならない。」と述べられていることから窺い知ることができる。

しかし、証拠は「真実発見のための公共財」、すなわち真実を究明し、公正な裁判を実現するために、多くの人員や資金を投じて収集された公共の財産であって、警察や検察庁といった捜査機関の私物ではない。したがって、証拠は、有罪を立証して犯人を処罰するのみならず、えん罪を晴らすためにも利用できるようにする必要がある。また、えん罪被害者には、再審の手続に主体的に関与する機会が保障される必要があるが、えん罪被害者が再審の手続において自らの事件についての的確に意見表明を行うためには、その前提として、当該事件に関する証拠にアクセスする機会が保障されなければならない。そもそも、検察官は、「公益の代表者」として、えん罪被害者の救済のために裁判所が行う審理に協力すべき立場にあるから、証拠開示に協力する責務を負っているといえる。

- (4) 以上によれば、再審請求手続における証拠開示が認められるべきことに、も

はや疑問の余地はない。実際、再審請求手続における証拠開示については、2016年（平成28年）の刑事訴訟法の改正の時にも問題点が指摘され、法制化には至らなかったものの、附則9条3項において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示……について検討を行うものとする。」と規定された。このように、再審請求手続における証拠開示の制度化は、立法府もその必要性を認識している。しかし、それから7年以上が経過しているにもかかわらず、政府による検討が進んでいる形跡はなく、立法の不作為とも評価し得る状態にある。

したがって、えん罪被害者の速やかな救済のためには、再審請求手続における証拠開示の制度化が急務である。

4 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止

- (1) 裁判所がえん罪の疑いを認めて再審開始決定を行った場合においても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。

当連合会管内の事件でいえば、徳島ラジオ商事件では、1980年（昭和55年）12月13日に徳島地方裁判所において再審開始決定がなされたものの、それに対して検察官が即時抗告を行い、1983年（昭和58年）3月12日に高松高等裁判所が即時抗告を棄却したものの、その間、2年余りの期間を要している。また、財田川事件では、1979年（昭和54年）6月7日に高松地方裁判所において再審開始決定がなされたものの、それに対して検察官が即時抗告を行い、1981年（昭和56年）3月14日に高松高等裁判所が即時抗告を棄却したものの、その間、2年近くもの期間を要している。

他の事件でも、同じような問題が見られる。最近の例で言えば、袴田事件で再審開始決定がなされたのは2014年（平成26年）3月27日、日野町事件で再審開始決定がなされたのは2018年（平成30年）7月11日であるが、これに対して検察官が即時抗告を行ったこともあって、再審請求手続の審理が長期化しており、最近、ようやく即時抗告審において再審開始決定を維持する決定がなされた。このうち袴田事件は、検察官が特別抗告を断念し、2023年（令和5年）3月21日によりやく再審開始決定が確定したが、この間、9年もの歳月が経過しており、えん罪被害者である袴田巖氏も87歳と高齢になっている。他方、日野町事件は、えん罪被害者である亡阪原弘氏の遺志を受け継いだ遺族によって死後再審請求が行われているが、大阪高等裁判所の決定に対して検察官が特別抗告を行ったため、再審開始決定から5年以上もの歳月が経過し

たにもかかわらず、いまだに再審請求手続の審理が続いている。

これらの事件に限らず、検察官は、1979年（昭和54年）に財田川事件、免田事件（第6次請求）及び松山事件（いずれも死刑事件）で再審開始決定がなされて以降、一部の例外（榎井村事件、足利事件）を除き、再審開始決定に対しては必ず不服申立てを行っている。しかも、近年では、検察官は、著名なえん罪事件でいえば、布川事件、松橋事件、湖東事件、大崎事件、日野町事件で、再審開始を認める高等裁判所の決定に対して最高裁判所に特別抗告を行っている。そのうち大崎事件では、これまで下級審において3度にわたって再審開始を認める判断がなされているにもかかわらず、検察官はその都度、不服申立てを行い、検察官の特別抗告を受けた最高裁判所は、再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却するという事態にまで至っている。このように、検察官は、再審開始決定に対して激しく抵抗しており、特に近年では、再審開始決定に対する検察官の不服申立てのあり方にも変化が見られるなど、極めて特異な状況にある。このように、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが、えん罪被害者の速やかな救済を阻害しているという実情がある。

- (2) これに対し、法務省や検察庁は、「検察官が公益の代表者として関わっている以上、検察官が再審開始決定に対して不服申立てを行うことができることは当然のことであり、これによって再審請求審における審理や決定が適正かつ公正に行われることが担保されている。検察官の不服申立権を排除すると、違法、不当な再審開始決定があった場合にこれを是正する余地をなくしてしまうという問題がある。」などと主張し、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを正当化している。

しかし、現行の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪の審理・判断を行う再審公判手続の2段階の手続となっている。そして、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするに値する事件であるか否かを選別するために、裁判のやり直しを行った場合に無罪判決が得られる見込みがあるか否かを審理・決定する手続に過ぎず、再審開始決定というのも、あくまで無罪判決が得られる見込みがあるという予測的・中間的な判断にとどまり、有罪・無罪の最終的な判断は、再審公判手続で行うことが予定されている。したがって、仮に検察官が再審開始決定は間違っていると考えるのであれば、再審公判手続において、その誤りを指摘し、裁判所の判断を是正する機会が与えられているのであって、いわば予測的・中間的な判断に過ぎない再審開始決定に対して検察官の不服申立てを

認めなくても、特に不都合は生じない。

実際、財田川事件では、検察官は、再審開始決定に対して即時抗告を行っていながら、その後の再審公判手続においても、当時の捜査官 13 名の証人尋問を行うなど、再審無罪判決まで 36 回もの公判期日を重ねることとなった。また、徳島ラジオ商事件でも、検察官は、再審開始決定に対して即時抗告を行っていながら、その後の再審公判手続においては、再審請求手続における裁判所の判断には何ら拘束されないとして、あたかも第一審の手続を全面的にやり直すような対応を取ったことから、再審無罪判決まで 16 回もの公判期日を重ねることとなった。近年でも、布川事件では、検察官は、再審開始決定に対して、即時抗告のみならず、特別抗告まで行って、これを争ったにもかかわらず、その後の再審公判手続においても、DNA鑑定を請求したり証人尋問を実施したりするなどの有罪立証を行い、再審無罪判決まで 7 回もの公判期日を重ねることとなった。

このような検察官の公判活動の当否は措くとしても、「違法、不当な再審開始決定があった場合にこれを是正する余地をなくしてしまう」という法務省や検察庁の説明は、明らかに事実と反している。

- (3) そもそも、再審請求手続において、検察官は、裁判所が行う審理に協力すべき立場に過ぎず、当事者としての主体的な地位は与えられていないのであるから、再審開始決定に対して不服申立てをなし得る立場にはない。

そして、何よりも、再審請求手続において再審開始決定がなされた場合、確定判決の正当性に疑義が生じているのであるから、えん罪被害者を救済する必要性に比べて、確定判決を維持しておく利益は小さなものとなっている。したがって、速やかに再審公判手続に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の審理・判断を行うことが、えん罪被害者の救済という再審の理念に合致する。ちなみに、日本の再審制度はドイツ法に由来するが、ドイツでは、1964年（昭和 39 年）に再審開始決定に対する検察官の不服申立てを法律によって禁止している。

- (4) 最高検察庁は、2011 年（平成 23 年）9 月、「検察の理念」を策定したが、そこでは「あたかも常に有罪そのものを目的とし、より重い処分の実現自体を成果とみなすかのごとき姿勢となってはならない。」、「自己の名誉や評価を目的として行動することを潔しとせず、時としてこれが傷つくことをも恐れぬ胆力が必要である。」、「権限行使の在り方が、独善に陥ることなく、真に国民の利益にかなうものとなっているかを常に内省しつつ行動する、謙虚な姿

勢を保つべきである。」と述べられている。しかし、再審開始決定に対する検察官の対応を見ると、えん罪被害者の訴えに耳を貸さず、確定判決を墨守しようとする姿勢が顕著であって、もはや「公益の代表者」としての良識に期待することはできない。

したがって、えん罪被害者の速やかな救済のためには、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを法律によって禁止する必要がある。

5 再審請求手続における手続規定の整備

- (1) 前記のとおり、再審手続について定めた刑事訴訟法の条文の数は、全 507 条のうち僅か 19 条だけであり、再審請求手続の審理の進め方に関する規定としては刑事訴訟法 445 条があるに過ぎない（刑事訴訟規則を見ても、意見の聴取について定めた刑事訴訟規則 286 条があるだけである。）。このように、再審請求手続における審理の進め方については明文の規定がなく、裁判所の極めて広範な裁量に委ねられていることから、進行協議期日の有無・あり方、証拠開示に向けた訴訟指揮のあり方、事実の取調べの有無・範囲など、手続のあらゆる場面において裁判所の運用に統一性が欠如している。その結果、再審請求手続の審理の適正さが担保されず、公平性も損なわれている。

例えば、当連合会管内で発生した榎井村事件では、再審請求手続における審理中、高松高等検察庁の次席検事が、事件発生当時の捜査資料を、弁護人に秘密裏に、かつ裁判所書記官をも通すことなく、直接、主任裁判官に面談のうえ手渡し、同裁判官は漫然とこれを受け取り、検討、合議をした上で、請求人訊問の際に上記捜査資料の内容を念頭に置いて訊問していた事実が発覚した。この問題は、弁護人による忌避申立てにまで発展し、忌避申立ては却下されたものの、上記のような裁判所や検察官の対応は、えん罪被害者に対する手続保障を欠いた著しく不公正な手続であったと評価せざるを得ない。このような事態が生じるのも、再審請求手続における手続規定が存在しないことに原因がある。

- (2) また、再審請求手続の審理の実情を見ると、検察官は、何らの制限もなく、通常審と同様の積極的な主張立証活動を行うなど、再審請求手続が肥大化しており、えん罪被害者の主体的な活動を圧迫している。

再審請求手続において、検察官は、「公益の代表者」として裁判所が行う審理に協力すべき立場に過ぎず、当事者としての主体的な地位は与えられていないのであるから、通常審と同様の積極的な主張立証活動をなし得る立場にはない（そもそも、有罪判決の確定によって、検察官の訴追活動は終了しており、検察官の公訴権は消滅している。）。にもかかわらず、上記のような実情があ

ることから、えん罪被害者の救済や再審手続への主体的な関与の保障という憲法の要請を踏まえて、再審請求手続における検察官の役割や活動のあり方について明文の規定を設ける必要がある。

- (3) したがって、再審請求手続における再審請求人の手続保障を図るとともに、裁判所の公正かつ適正な判断を担保し、えん罪被害者の救済を実現するために、再審請求手続における手続規定を整備する必要がある。

6 結語

よって、当連合会は、政府及び国会に対して、

- (1) 再審請求手続における証拠開示の制度化
- (2) 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止
- (3) 再審請求手続における手続規定の整備

を含む刑事訴訟法「第四編 再審」の改正を強く求める。